

21 日 獣 発 第 171 号

平成 21 年 10 月 1 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

会 長 山 根 義 久

(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

高 病 原 性 鳥 イン フ ル エ ン ザ の 防 疫 対 策 の 強 化 に つ い て

このことについて、平成 21 年 9 月 11 日 付 け 21 消 安 第 6222 号
をもって、農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長 から 別 添 写 し の と お り 通 知
がありましたので、貴 会 関 係 者 に 周 知 方 お 願 い し ま す 。

な お 、 こ の た び の 通 知 は 、 周 辺 諸 外 国 で の 高 病 原 性 鳥 イン フ ル
エ ン ザ の 発 生 が 確 認 さ れ て い る こ と に 加 え 、 本 年 2 月 、 愛 知 県 の
養 鶉 農 場 に お け る 当 該 モ ニ タ リ ン グ に よ り 、 H7N6 亜 型 の 本 病 ウ イ
ル ス が 確 認 さ れ た こ と を 踏 ま え 、 食 料 ・ 農 業 ・ 農 村 政 策 審 議 会 家
畜 衛 生 部 会 の 家 き ん 疾 病 小 委 員 会 に お い て も 当 該 モ ニ タ リ ン グ
や 報 告 徴 求 の 継 続 が 必 要 と さ れ た こ と か ら 、 引 き 続 き 本 病 の 発 生
予 防 措 置 の 徹 底 及 び 監 視 体 制 の 強 化 に 万 全 を 期 す よ う 、 各 都 道 府
県 知 事 に 求 め た も の で す 。

(注) 本 件 内 容 の 問 い 合 わ せ は 、 駒 田 事 務 局 主 任 ま で お 願 い し ま す 。



21消安第6222号
平成21年9月11日



社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

21消安第6222号

平成21年9月11日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するもののほか、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」（平成20年9月29日付け20消安第7097号農林水産省消費・安全局長通知）によりモニタリングの強化や早期通報等の徹底等をお願いしてきたところです。

このような中、周辺諸外国での本病の発生が確認されていることに加え、本年2月には、愛知県の養鶏農場における当該モニタリングにより、H7N6亜型の本病ウイルスが確認されたところです。このようなことを踏まえ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会においても、引き続き当該モニタリングや報告徴求を継続していくことが必要とされました。

つきましては、引き続き、下記事項に留意の上、本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期すようお願いします。

記

1 飼養衛生管理の徹底等について

本病の発生予防を図るため、野鳥等の野生生物の家きん飼育施設への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底等の防疫指針第1の1「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

2 危機管理体制の再点検について

万一発生した際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針第3の1「危機管理体制の構築」に沿った早期発見・早期通報等の危機管理体制の定期的

な再点検を行うこと。

3 監視体制の強化について

(1) モニタリング

高病原性鳥インフルエンザが明確な臨床症状をもたらさない場合も想定し、監視体制を強化するため、防疫指針第3の3に規定するモニタリングに加え、別紙によるモニタリング（以下「強化モニタリング」という。）を行うこと。なお、モニタリングの対象家きん及び農家の選定に当たっては、地域での飼養実態を踏まえて行うこととし、対象農家に対し、調査の主旨等を十分説明すること。

(2) 報告徴求

家きんの所有者が家きんの異常を発見した際の家畜保健衛生所への早期通報が最も重要であり、原則として100羽以上（だちょうの場合は10羽以上）の家きんの所有者に対して家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条に基づき、別紙による報告徴求を実施すること。

4 野鳥のサーベイランスの強化について

別添の野鳥サーベイランスへの協力依頼に基づき、地域の実情にあわせ、関係部局の連携の下、死亡野鳥の回収、検査等を円滑に実施すること。

(別紙)

監視体制の強化について

1 強化モニタリングの実施

(1) 検査対象

ア 検査対象農場

家きん農場(原則として飼養羽数 100 羽以上.だちょうの場合は 10 羽以上。)について、95 %の信頼度で 10 %の感染を摘発できる数の検査農場を無作為で選定。その際、①サンプリングの偏りを排除するため、県内の全農場を飼養規模別(※)にグループ分けし、②各グループの農場に番号を付し、③各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用い無作為に抽出(階層別抽出)すること。

(※) 飼養規模は以下のとおりグループ分けする

- I 100 羽以上 (だちょうの場合は 10 羽以上) ~ 1,000 羽未満
- II 1,000 羽以上 ~ 10,000 羽未満
- III 10,000 羽以上

イ 検体数

1 農場当たり 10 羽以上 (農場内で偏りのないよう選定)

ウ 検査回数

抽出した農場について少なくとも 1 年に 1 回実施

(2) 検査週齢

基本的に 6 週齢以上とし、より日齢の進んだ家きん

(3) 検査方法

臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査。ただし、血清抗体検査で陽性が疑われる場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)に連絡の上、直ちにウイルス分離検査を実施

(4) 結果の報告

四半期ごとのモニタリング結果を様式 1 により取りまとめ、翌四半期の 20 日までに動物衛生課あてに報告すること。

2 報告徴求の対象の拡大

(1) 報告徴求対象

家きん農場（原則として飼養羽数 100 羽以上。だちょうの場合は 10 羽以上。）

(2) 報告徴求の内容

報告徴求は、様式 2 によること。また、通常の死亡率と異なる等本病の可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちにその旨を報告するよう家きんの所有者へ十分周知するとともに、異常について家きんの所有者から報告があった場合には動物衛生課あてに直ちに報告すること。

(様式 1)

高病原性鳥インフルエンザモニタリング結果報告

平成 年 第 四半期分
都道府県：

| 検査戸数 | 検査羽数（うち陽性羽数） |
|-----------------|----------------|
| 【採卵鶏】 戸 戸 | 羽（ 羽） 羽（ 羽） |
| 【 】 戸 戸 | 羽（ 羽） 羽（ 羽） |
| 【 】 戸 戸 | 羽（ 羽） 羽（ 羽） |
| 【 】 戸 戸 | 羽（ 羽） 羽（ 羽） |

※ 検査戸数及び検査羽数の下段には、防疫指針第 3 の 3 に規定するモニタリングに該当する検査戸数及び検査羽数を別に記載すること。

(様式2)

報告徴求命令に対する報告の内容（家きん等の所有者から家畜保健衛生所へ）

平成 年 月分

| | | 内 容 | 備 考 |
|-------------|------|-----|-----|
| 第 ○ 週 | 飼養羽数 | 羽 | |
| | 死亡羽数 | 羽 | |
| 第 ○ 週 | 飼養羽数 | 羽 | |
| | 死亡羽数 | 羽 | |

※1 飼養羽数の備考の欄には、月又は週ごとの産卵率の低下等の健康状態についての異常及び防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。

※2 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

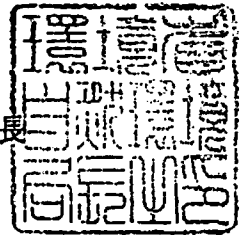


(別添)

環自野発第090904002号
平成21年9月4日

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、当省では、昨年度取りまとめた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥におけるサーベイランスを進めることとしております。

今般、添付（写）のとおり、各都道府県あて通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の御協力及び関係機関への周知に御配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



環自野発第090904002号

平成21年9月4日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局

野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしております。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」(以下「対応技術マニュアル」という。)を踏まえ、以下の事項に関して、徹底方よろしくお願いします。

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

昨年度に引き続き、対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等や都道府県の家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にすること。